

用語説明（五十音順）

| 行 | 用語 | 解説 |
|----|-------------------|---|
| あ行 | ICT（ICT技術） | 「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を表す言葉。これまでIT（Information Technology）が同義で使われてきたが、国際的にはITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTが定着している。 |
| | アドプト制度（アドプトプログラム） | “アドプト”は「adopt」のことで「養子にする」という意味をもつ。アドプト制度とは、自治体と連携する市民団体などが「里親」になり、担当地域の道路や公園などの公共施設を養子と見なし、わが子のように大事にして清掃することを制度化した「町の美化運動」。 |
| | あんしん賃貸支援事業 | 高齢者、障害者、外国人等であることを理由とした入居拒否を行わない民間賃貸住宅（＝あんしん賃貸住宅）、これらの世帯の入居の円滑化や居住支援を行う団体（＝居住支援団体）およびあんしん賃貸住宅の仲介等により高齢者等の円滑な入居を支える宅地建物取引業者（＝あんしん賃貸住宅協力店）を都道府県に登録する制度。 |
| | 一時避難地 | 地震や火災が発生した時に、住民が一時的に避難できる面積1ha以上の場所として「茨木市地域防災計画」に位置づけられる公園をいう。 |
| | EV | 電気モーターを動力源とする電動輸送機器（Electric Vehicle）の略称。 |
| | インキュベーション施設 | 創業間もないベンチャー企業や、新分野進出、新商品・新技術開発等に取り組む中小企業に対し、施設・機器・資金などの援助を行い、その成長を促進する施設のこと。 |
| | インフラ（インフラストラクチャー） | 国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設などがそれに含まれる。 |
| | NPO | 「Non-Profit Organization（民間非営利組織）」の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体。 |
| | エリアマネジメント | 一定の地域（エリア）における良好な居住環境等の形成や価値を維持・向上させるための地域住民・事業主・地権者等による地域の形成を含めた様々な主体的な取組のこと。 |
| | 温室効果ガス | 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、対流圏オゾン、メタンなどが該当する。 |

| | | |
|----|-------------------|--|
| か行 | 開発指導要綱 | 都市施設等の整備水準の低い劣悪な環境の市街地となるのを防ぎ、計画的なまちづくりと良好な居住環境の創出を進めるため、都市計画法や建築基準法で対応できない面について行政指導を行う要綱。 |
| | 環境基本計画 | 環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画。 |
| | 関西イノベーション国際戦略総合特区 | 総合特区とは政府の新成長戦略に基づき、先進的取組を行う区域として定められた区域を指す。国の経済成長を牽引する産業・機能の拠点集積を目指す「国際戦略総合特区」と、地域資源を最大限に活用した地域活性化の取組により地域力の向上を目指す「地域活性化総合特区」の2パターンがあり、規制や制度の特例、税制上の支援措置などのメリットがある。 関西イノベーション国際戦略総合特区は、大阪・関西の強みであるライフサイエンス分野（医薬品、医療機器、先端医療技術、先制医療）や新エネルギー分野（バッテリー、スマートコミュニティ）に集中投資し、研究開発から事業化、海外展開まで一貫した取組みで世界に向けて新しいイノベーション（製品・サービス）を生み出すエリアをいう。 |
| | キスアンドライド | 自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自動車等で送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。 |
| | 既成市街地 | 一般には、都市において既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域のこと。 |
| | 既存ストック | これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。 |
| | 協働 | 市民、事業者・NPO、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動のこと。 |
| | 近隣住区 | 1924年にC. ペリーによって体系化された住宅地の単位。1つの小学校を必要とする人口規模を幹線道路によって囲い、その範囲内にコミュニティを指させる小学校、境界、コミュニティセンター、公園などを配置する。 |
| | グループホーム | 一人暮らしが困難な障害のある人に、共同で生活する住居において、専門スタッフなどが日常生活の援助を行うもの。 |
| | グローバル化 | 人々の行動や経済活動、情報通信などが国境を越えて、地球規模、地球視野で行われるようになること。 |
| | 景観協定 | 景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定のこと。 |

| | | |
|----|---------------|---|
| か行 | 景観計画 | 景観法に基づく施策を進めるために定める計画で、対象となる区域（景観計画区域）、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針などを定めている。 |
| | 景観条例 | 景観法に基づく景観計画とあわせて、景観法に基づく市の景観施策の基本姿勢や枠組み、必要となる手続きなどを定めている。 |
| | 景観法 | 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所用の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。 |
| | 広域避難地 | 地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するもの。 (1)面積が10ha以上のもの。 (2)面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの。(3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの((1)又は(2)に該当するものを除く。)大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。 |
| | 交通結節機能（交通結節点） | 異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。 |
| | 高度地区 | 都市計画法に基づく制度の一種。用途地域内において市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。 |
| | コミュニティ | 日常生活を通じ住民相互の交流が図られる地域社会や地域共同体のこと。 |
| | コミュニティデザイン | 人と人とのつながりを広げることで地域の活力を生み出すこと。 |
| | コミュニティビジネス | 地域の人々による、地域の資源を使った、地域の課題解決とともに行われるビジネス的手法を取り入れた取組。 |

| | | |
|----|---------------|--|
| か行 | コミュニティミックス | 年齢や職業、所得階層等にかかわらず様々な人々が共存して暮らすことにより実現される多様な地域社会のこと。 |
| | コラボレーション | 異なる分野の人や団体が協力して制作すること。また、制作したものをもいう。 |
| | コワーキングスペース | 会議室、打ち合わせスペースなどのオフィス環境を共有しながら各個人が独立して働きながら、その場に居合わせた人とスキルや情報交換を行うことで相乗効果を目指すコミュニティスペース。 |
| | コンバージョン | 建物を他の用途に変換・転用すること。 |
| さ行 | サービス付き高齢者向け住宅 | バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅のこと。高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正（平成23(2011)年10月20日施行）に伴い、これまでの高齢者円滑入居賃貸住宅注）及び高齢者専用賃貸住宅の登録制度は廃止となり、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が都道府県知事への登録制度として創設された。 注）高齢者円滑入居賃貸住宅…平成13(2001)年10月に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を契機として、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。 |
| | 災害協定 | 災害が発生したときに、物資や人の援助が受けられるよう、市が民間企業や大学等と締結している救援協定。 |
| | 細街路整備計画 | 市街地の環境、安全性等の向上のため市内各所に道路幅員6.3mを基本とした細街路整備計画を策定し、開発行為等の土地利用時において計画に基づき整備・誘導を行い、ゆとりある都市空間の形成に努めている。 |
| | 再生可能エネルギー | 太陽光、風力、水力、波力、地中熱など、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料等と違い、エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ない。 |
| | 里山 | 集落の身近にあり、人の管理・活用により生かされる自然環境（田んぼ、丘陵地、あぜ道、水路など）のこと。 |
| | シェアアトリエ | 複数の利用者が同じスペースを共有するアトリエ。 |
| | シェアオフィス | 複数の利用者が同じスペースを共有するオフィス。 |
| | 市街化区域 | 都市計画法にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備、面的な整備を行うことにより積極的に市街地をつくっていく区域。用途地域の指定を行うとともに、土地利用を規制することによって、良好な市街地の形成を図ることを目的としている。 |

| | | |
|----|----------------|---|
| さ行 | 市街化調整区域 | 都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の1つであり、市街地の拡大を抑制すべき区域。市街化調整区域では原則として、開発行為などは厳しく制限される。 |
| | 自主防災組織 | 地域住民自らが結成する防災組織。平常時には防災訓練の実施による意識啓発、防災用資機材の整備、災害時には初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。 |
| | シビックセンター | 市役所や図書館、文化ホールなどの公共公益施設が集積する市民生活の中心となる区域。 |
| | 社会資本ストック | これまでに整備された道路、港湾、空港、鉄道、通信、治水などの公共施設の蓄積のこと。 |
| | 住宅・建築物耐震改修促進計画 | 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的とし、耐震化の目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。平成18(2006)年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県に対して策定が義務付けられるとともに、市町村に対しても策定の努力義務が課せられた。 |
| | 住宅ストック | 既存住宅、あるいはある時点で存在しているすべての住宅。 |
| | 住宅セーフティネット | 経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。 |
| | 準工業地域 | 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。 |
| | 商業系用途地域 | 都市計画法の用途地域として定められた、近隣商業地域、商業地域をまとめた総称。 |
| | 商業地域 | 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。 |
| | スマートコミュニティ | 地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなぎ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまち及びまちづくりのこと。 |
| | 総合計画 | 長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。 |
| | 総合交通戦略 | 「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により推進する、具体的な交通施策を定めた実行計画。 |
| | ソーシャルキャピタル | 「Social capital (社会関係資本)」。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができる、信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。 |

| | | |
|--------|---|---|
| さ行 | ゾーン 30 | 市街地等における通学路や生活道路の安全を確保するために、一定の区域（ゾーン）内に最高速度 30 キロ規制を実施し、歩行者や自転車の交通安全対策を行うもの。 |
| た行 | 耐震化 | 耐震改修工事によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。 |
| | 耐震改修 | 現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、擁壁の補強等を行うこと。 |
| | 耐震診断 | 地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組み（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。 |
| | 地域包括ケア | 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を続けることができるよう、高齢者の状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供していく考え方のこと。 |
| | 地球温暖化 | 二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大等、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。 |
| | 地球温暖化対策実行計画 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項の規定に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について定めた計画。 |
| | 地区計画 | 都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、道路・公園等の配置・規模や建物の敷地・形態などに関し、住民の意向を十分に反映した計画を定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制・誘導を図る制度。 |
| | 地産地消 | 地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 |
| | 地方分権一括法 | 地方自治制度を抜本的に見直した法律のこと。例えば、国と地方自治体の役割分担の明確化や、国の関与をやめたり少なくするなどの見直し、地方へ権限をわたすなどの地方分権の推進を図るもの。 |
| | チャレンジショップ | 商業地の活性化を目的とした空き店舗対策として、商店街等の空き店舗を活用し、意欲ある起業家の出店による店舗のこと。 |
| 長期優良住宅 | 耐震性や耐久性に優れ、省エネやバリアフリーにも配慮した、少なくとも 100 年はもつ良質な住宅のこと。法律に基づいた認定を受けると、公的融資や住宅税制の優遇措置が受けられる。 | |

| | | |
|----|---------------|---|
| た行 | 低炭素建築物 | 二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁（都道府県、市又は区）が認定を行うもの。 |
| | 低炭素社会 | 二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のこと。 |
| | 低未利用地、低利用地 | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地等が挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。 |
| | 都市基盤施設 | 都市の骨格を形成、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。 |
| | 都市計画 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が安全で、住みやすく、働きやすい都市をめざして策定するもの。 |
| | 都市計画区域マスタープラン | 都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都市計画区域の決定権者である都道府県が定める計画。都市計画区域について定められる都市計画は、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければならないとされている。 |
| | 都市計画道路 | 都市計画において定められる都市施設の一つのことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。 |
| | 都市計画法 | 都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、（1）都市計画の内容及びその決定手続き、（2）都市計画制限、（3）都市計画事業、（4）その他都市計画に関して必要な事項を定めている。 |
| | 都市計画マスタープラン | 都市計画法により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）のこと。 |
| | 都市再生特別措置法 | 都市再生を図るための措置を定めた法律。 |
| | 土地区画整理事業 | 都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 |
| な行 | ニーズ | 必要、必要性のこと。 |
| | 日影規制 | 住居系用途地域等内において中高層の建築物によって生じる日影を一定基準の下に規制することにより、その建築物の周辺の一定の日照、あわせて通風、採光等を確保し、良好な住環境を保つことを目的としている。 |

| | | |
|----|---------------|---|
| は行 | パークアンドライド | 自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する交通手段。 |
| | バイオ関連 | 生物学での研究を基盤として実業に結びつけ行われる産業の関連を指す。 |
| | バスロケーションシステム | バスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム。 |
| | ハザードマップ | 自然災害による被害が予測される区域や避難場所、避難経路など、住民が自主的に避難するために必要な防災情報を地図上に示したもの。洪水や土砂災害、地震など、対象とする災害に応じて作成される。 |
| | ハブ | ネットワークの中核を担う拠点のこと。 |
| | バリアフリー | 高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的な障害が除去された空間や環境のこと。 |
| | バリアフリー法 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。 高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設や車両、道路、建築物等についてバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区等にお住民参加によるバリアフリー化を進めるための措置などを定める。 |
| | BID (BID 制度) | 1980年代以降、中心市街地活性化のための官民協力の取組として、北米各都市などで実施されてきた制度であり、治安維持、清掃、公的施設の管理などの行政の上乗せのサービスや、産業振興やマーケティングなどの行政からは得られにくいサービスを独自に地域に提供するもの。 |
| | PFI 手法 | 「Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)」の略。民間資金を活用して、公共事業を行う手法のこと。 |
| | プラットフォーム | 「地域協働の場」であり、行政のみならず、市民、企業、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していく住民自治の組織手法。 |
| | ブランド (都市ブランド) | もとは他のものと異なる明確な差別性があることを指す言葉であるが、地域間競争が激化する中で、都市そのものが持つイメージを高めることで、都市の魅力や価値を高め、ひいては人口の増加などに結びついていくことを指して、「都市ブランド」ともいう。 |
| | 防災拠点 | 地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援・救護などの災害応急活動の拠点となる施設・空間のこと。 |

| | | |
|----|------------|---|
| は行 | 防火地域、準防火地域 | 建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、火災の延焼を防止することを目的とする。都市の不燃化を効果的に促進するため、防災対策上重要な機能を果たすべき施設及びその周辺地域や木造密集市街地など防災上の課題を有する地域などに指定される。 |
| | 防災農地 | 災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等に活用できるものとして農地所有者と市が災害協定を締結した農地。 |
| や行 | ユニバーサルデザイン | 「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況や年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく、という理念に基づいたデザインのこと。 |
| | 容積率 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 |
| | 用途地域 | 秩序ある土地利用を誘導し、住居、商業、工業等、市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法にもとづき建物用途を制限するもの。 |
| ら行 | ライフサイエンス分野 | 生命現象や生物学を中心に化学・物理学の研究を基盤として実業に結びつけ行われる産業関連分野。 |
| | ライフスタイル | 生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方や考え方のこと。 |
| | ランドマーク | 地域の景観を特徴づける高木や高層建築物など視覚的に目立つもの。 |
| | リニューアル | 建て替えではなく、施設や建物の外観、インテリアなどについて的大幅な、あるいは部分的な改修を行うこと。 |
| | リノベーション | 既存建物に大規模な改修工事を行い、その機能を向上させたり価値を高めること。 |
| | リフォーム | 住宅の原状回復を目指して修繕を行うことを指し、主に局所的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替えること。 |
| | レンタサイクル | 旅行者や地域住民に自転車を有料あるいは無料で貸し出すこと。 |
| | 6次産業化 | 農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態のこと。また、このような経営の多角化を6次産業化という。 |
| わ行 | ワークショップ | 参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われている。 |

